

令和3年10月15日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**「警戒領域」での感染防止対策の発出を受け
公共施設の利用について制限内容を変更します。**

豊川市では、愛知県が発出した「警戒領域」での感染防止対策を受け、公共施設の利用時間等について10月18日より下記の通り変更します。

記

1 利用時間

これまで実施していた短縮措置を解除。

2 利用者の上限（変更なし）

収容定員に対して50%以下

ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。

3 飲食を伴う行事等

可 ただし・施設管理者が許可する場所に限る。

・マスク飲食の徹底と会話を控えることを条件。

（飲食を伴う屋内行事は大声での歓声、声援ありに該当となります。）

4 期間

令和3年10月18日（月）から当面の間

※ 各施設の状態、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。